

◆藤里町国土強靭化地域計画の概要◆

第1章 藤里町国土強靭化の基本的考え方

1 策定の趣旨及び位置づけ

- 基本法の理念にのっとり「人命の保護」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」等の基本目標のもと、同法第13条に定める「国土強靭化地域計画」として策定
- 国土強靭化地域計画は、国の基本計画との調和を必要とし、本町の国土強靭化に係る各種計画等の指針となる

2 計画の策定手順

- 国の『地域計画策定ガイドライン』
STEP1～5に基づき策定



○ 基本目標

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- ④ 迅速に復旧復興がなされる
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等を図る

○ 基本的な方針

- (1) 国土強靭化の取組姿勢
狭い意味での「防災」の範囲を超えてあらゆる側面から現状を分析、長期的な視野など
- (2) 適切な施策の組み合わせ
ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助の適切な組み合わせなど
- (3) 効率的な施策の推進
施策の重点化、施設の効率的な維持管理など
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
地域の活性化やコミュニティの機能強化、要配慮者への配慮など

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク 「大規模自然災害全般」（国の基本計画と同様）
- 2 脆弱性評価 7つの「事前に備えるべき目標」のもと、27の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための本町施策の進捗状況・課題等を評価・分析

第3章 藤里町国土強靭化の推進方針

- 1 推進方針の策定 ○脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、施策の推進方針を検討・整理
○併せて8つの施策分野に施策を分類して取りまとめ

第4章 計画の推進・進捗管理

- 1 施策の重点化
最悪の事態ごとに施策を重点化
- 2 計画期間
令和7年度まで
- 3 進捗管理
○指標・内容の両面から毎年年度、進捗管理
○必要に応じて見直し

大規模自然災害が原因となる27の「起きてはならない最悪の事態」

「最悪の事態」ごとに重点施策を選定

■想定するリスク 「大規模自然災害全般」	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺 2-6 被災地における感染症等の大規模発生	
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	
4. 大規模自災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 地域交通ネットワークが分断する事態 4-2 電気、石油等の供給機能の停止 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止 4-4 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 4-6 電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 5-2 農業、林業の停滞	
6. 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-4 土砂崩壊、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

■脆弱性評価（最悪の事態を回避するための施策の分析・評価）	■推進方針の策定
	(1-1) ○住宅の耐震化 ○公共特定建築物の耐震化 ○空き家対策 (1-2) ○河川改修等の治水対策 ○河川関連施設の老朽化対策 ○洪水ハザードマップの作成、周知 ○避難指示等の判断基準等の策定(洪水) (1-3) ○火山防災協議会への参画 ○土砂災害ハザードマップの作成、周知 ○避難指示等の判断基準等の策定(土砂災害) (1-4) ○道路除雪等による冬期の交通確保 (1-5) ○県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 ○県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 ○複数の情報伝達手段の整備等 (1-6) ○自主防災活動の充実・強化 ○学校における防災教育の充実
	(2-1) ○共同備蓄物資の整備 ○民間事業者との物資調達協定の締結 ○自助による備蓄の促進 ○避難所への備蓄の促進 ○物資集積拠点の指定 (2-2) ○孤立予防対策(治水対策、土砂災害対策施設の整備、道路施設の防災・老朽化対策) ○発電機など電力の確保 ○緊急物資の備蓄 (2-3) ○消防施設の機能維持 ○消防団への加入促進 (2-4) ○指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 ○福祉避難所の指定 ○避難所以外の場所に滞在する被災者への支援 (2-5) ○医療救護活動の確保 (2-6) ○健康危機管理能力の向上
	(3-1) ○業務継続体制の強化 ○執務環境の整備
	(4-1) ○幹線道路等の整備 ○道路施設の老朽化対策 ○道路の防災対策 (4-2) ○停電対策の強化(東北電力ネットワーク(株)能代電力センターとの協定) ○災害時における石油類燃料の確保 (4-3) ○水道施設の耐震化、老朽化対策 ○水道における業務継続体制の強化 (4-4) ○下水道施設の耐震化、老朽化対策 ○下水道における業務継続体制の強化 ○農業集落排水施設の老朽化対策 ○合併浄化槽への転換促進 (4-5) ○停電時の信号機減灯対策 (4-6) ○電話設備の強化
	(5-1) ○企業における業務継続体制の強化 (5-2) ○農業生産基盤の耐震化 ○林業の業務継続体制の強化
	(6-1) ○河川関連施設の老朽化対策 ○ため池ハザードマップの整備 ○農業用ため池の整備 (6-2) ○農業水利施設の保全管理 ○森林整備 ○林道改良
	(7-1) ○災害時における廃棄物処理ルート確保 ○災害廃棄物の運搬体制の構築 (7-2) ○災害対応に不可欠な建設業との連携 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○共助組織の醸成 ○自主防災組織活動の充実・強化 ○消防団への加入促進 (7-4) ○地籍調査事業の推進